

四日市市告示第156号

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第407号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第6条から第15条まで （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p>	<p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、次の各号に定める書類を添付し、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、同一見本市等の出展事業にかかる補助金交付申請は、連続2年まで行うことができるものとする。</u> <u>ただし、同一見本市等の開催又は出展事業にかかる補助金交付申請は、連続2年まで行うことができるものとする。</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第6条から第15条まで （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p>

<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第13条の規定を除き、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	--

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付申請書

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の内容および補助事業に要する経費の区分別添のとおりに別添のとおり
- 4 補助事業完了予定期日
令和 年 月 日

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市中小企業等販売力強化支援事業について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

第8号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた四日市市中小企業等販売力強化支援事業を完了したので、四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の内容
- 3 事業の効果
- 4 添付書類

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

（代表者の署名又は記名押印）

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金請求書

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、
下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

（フリガナ）:

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)